

マイナンバーカードの保険証利用

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証として利用できます。（公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。）

当院では、マイナンバーカードの保険証の利用等を通じて診療情報（受診歴・薬剤情報・特定検診情報・その他必要な情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

当院は医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関です。

以下のとおり月1回に限り算定いたします。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

加算1 4点

加算2 2点（マイナ保険証を利用した場合）